（書換え交付等の申請書の様式）

第五条　準用児童福祉法施行令第十七条第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八条第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。

（児童福祉法施行規則の準用）

第六条　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第六条の十一第一項	前条第二項各号	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。）第一条の二第二項各号
第六条の十一第二項から第四項まで	国家戦略特別区限定保育士試験	保育士試験
第六条の十四第一項及び第六条の二十六第二項	前条第二項各号	特区法施行規則第一条の二第二項各号
第六条の十五	保育士試験の	国家戦略特別区域限定保育士試験の
第六条の十六	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第九条において準用する令第六条
	法第十八条の九第一項により指定試験機関	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項により同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
第六条の十九	法第十八条の十第一項（法第十八条の十一第二項の規定により保育士試験委員	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十第一項（特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十一第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士試験委員